令和８年第２回臨時会（第１号）

令和８年４月１０日（金曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議席の指定
日程第　４　常任委員の選任
日程第　５　特別委員の選任
日程第　６　特別委員の選任
日程第　７　特別委員の選任
日程第　８　議会運営委員の選任
日程第　９　選挙第　１号　函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙
日程第１０　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第１１　承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第１２　報告第　２号　町議会の委任による専決処分の報告について
日程第１３　報告第　３号　町議会の委任による専決処分の報告について

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　崎　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	タ　ケ　聡　美
	５番	川　上　弘　一		６番	楢　山　明　央
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青　山　栄久雄	総務課長	中　村　雄　司
税務課長	池　田　　晃	住民課長	福　川　晃　也
農林水産課長	松　本　博　和		

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教　育　長　佰　楼　　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長	柴田憲

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

１２番	池田誠悦	１３番	川村主税

午前１０時００分　開会

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和８年第２回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

町　長　挨　拶

○議長（木下　敏）　日程に入る前に、町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原　太）　議員の皆様、おはようございます。

本臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和８年第２回七飯町臨時議会を招集申し上げましたところ、議員の皆様に御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、任期満了に伴う町長選挙において、町民の皆様からの御支援と温かな御厚情を賜り、引き続き、２期目となる町政運営を担わせていただくこととなりました。

また、同時に執行されました、町議会議員補欠選挙において御当選されました、楢山明央議員、タケ聡美議員、おめでとうございます。

改めまして、町民の皆様からお寄せいただきました期待に応えるべく、議会の皆様と共に、持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本臨時会に提出いたします議案は、専決処分の承認２件、委任による専決処分の報告２件の計４件でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、私から改めて議員の皆様へ特別職及び管理職員の紹介をさせていただきます。

まず、皆様から見て右側のほうになります。最初に特別職となります。教育長の佰楼司でございます。

○教育長（佰楼　司）　佰楼です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　次は、左側になります。監職の紹介となります。行財政改革担当統括監兼財政課長の青山栄久雄でございます。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄）　青山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　次に、公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長の川島篤実でございます。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　川島です。よろしくお願いします。

○町長（杉原　太）　次に、右側になりますが、教育監兼教育総務課長の磯場嘉和でございます。

○教育監兼教育総務課長（磯場嘉和）　磯場です。よろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　次に、また左側になります。課長職の紹介となります。総務課長の中村雄司でございます。

○総務課長（中村雄司）　中村です。どうぞよろしくお願いします。

○町長（杉原　太）　情報防災課長の村上宏樹でございます。

○情報防災課長（村上宏樹）　村上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　政策推進課長の笠原泰之でございます。

○政策推進課長（笠原泰之）　笠原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　税務課長の池田晃でございます。

○税務課長（池田　晃）　池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原　太）　住民課長の福川晃也でござ

います。
○住民課長（福川晃也）　福川です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　右側になります。福祉課長の谷口真樹でございます。
○福祉課長（谷口真樹）　谷口です。よろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　環境生活課長の村山徳收でございます。
○環境生活課長（村山徳收）　村山です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　子育て支援課長の川崎惠子でございます。
○子育て支援課長（川崎惠子）　川崎です。よろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　健康推進課長の竹内圭介でございます。
○健康推進課長（竹内圭介）　竹内です。よろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　次、左側になります。農林水産課長と農業委員会事務局長併任の松本博和でございます。
○農林水産課長（松本博和）　松本です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　商工労働観光課長の岩上剛でございます。
○商工労働観光課長（岩上　剛）　岩上です。どうぞよろしくお願いします。
○町長（杉原　太）　上下水道課長の庭田昌輝でございます。
○上下水道課長（庭田昌輝）　庭田です。どうぞよろしくお願いします。
○町長（杉原　太）　会計課長の佐々木宏美でございます。
○会計課長（佐々木宏美）　佐々木です。よろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　右側になります。教育委員会学校教育課長の柴田憲でございます。
○学校教育課長（柴田　憲）　柴田です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　生涯教育課長の花巻亘でございます。
○生涯教育課長（花巻　亘）　花巻です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　左側、土木課長の坂田純一でございます。
○土木課長（坂田純一）　坂田です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　右側で、学校給食センター長の福永崇弘でございます。
○学校給食センター長（福永崇弘）　福永です。よろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　スポーツ振興課長の高橋雅貴でございます。
○スポーツ振興課長（高橋雅貴）　高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　南渡島衛生施設組合センター長の古澤公康でございます。
○南渡島衛生センター長（古澤公康）　古澤です。よろしくお願いします。
○町長（杉原　太）　最後に、正面ですが、議会事務局長の広部美幸でございます。
○事務局長（広部美幸）　広部です。どうぞよろしくお願いいたします。
○町長（杉原　太）　紹介は、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（木下　敏）　町長の挨拶を終わります。
　ここで、七飯町議会議員補欠選挙において、当選された２名の議員を紹介いたします。
　タケ聡美議員。
○４番（タケ聡美）　タケ聡美です。どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（木下　敏）　楢山明央議員。
○６番（楢山明央）　楢山明央でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
○議長（木下　敏）　ここで、本会議に出席を求めた説明員以外は、退席をお願いいたします。
　暫時休憩いたします。

午前１０時０６分　休憩

午前１０時０７分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

１２番　池　田　誠　悦　議員

１３番　川　村　主　税　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

会期の決定

○議長（木下　敏）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３

議席の指定

○議長（木下　敏）　日程第３　議席の指定を行います。

会議規則第３条第２項の規定により、七飯町議会議員補欠選挙において当選された、タケ聡美議員の議席は４番に、楢山明央議員の議席は６番に指定いたします。

日程第４

常任委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第４　常任委員の選任を行います。

今回の選任は、民生文教常任委員に２名の欠員が生じていることによるものであります。

お諮りいたします。

常任委員の選任について、委員会条例第６条第４項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、タケ聡美議員、楢山明央議員を民生文教常任委員に指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり、タケ聡美議員、楢山明央議員を民生文教常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、欠員となっている副委員長の互選をお願いいたします。

午前１０時０９分　休憩

午前１０時１３分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

ただいま、民生文教常任委員会より、副委員長に田村敏郎議員を互選した旨の報告がありました。

この際、副委員長就任の挨拶を求めます。

○７番（田村敏郎）　ただいま、民生文教常任委員会において、副委員長の大役を仰せつかりました田村と申します。

一生懸命、委員長の手助けをしながら、よりよい民生文教常任委員会を運営していきたいと思い

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　就任の挨拶を終わります。

日程第５

特別委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第５　特別委員の選任を議題といたします。

特別委員については、委員会条例第６条第４項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

現在、七飯町社会教育施設整備（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会の定数は、議長を除く全員と議決されておりますので、七飯町社会教育施設整備（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に、タケ聡美議員、楢山明央議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、タケ聡美議員、楢山明央議員を七飯町社会教育施設整備（体育館・図書館・プール）・大中山中学校整備等に関する調査特別委員に選任することに決定いたしました。

日程第６

特別委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第６　特別委員の選任を議題といたします。

特別委員については、委員会条例第６条第４項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

なお、今回の選任は、防災・災害対策等に関する調査特別委員に２名の欠員が生じていることによるものであります。

お諮りいたします。

防災・災害対策等に関する調査特別委員に、タケ聡美議員、楢山明央議員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、タケ聡美議員、楢山明央議員を防災・災害対策等に関する調査特別委員に選任することに決定いたしました。

日程第７

特別委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第７　特別委員の選任を議題といたします。

特別委員については、委員会条例第６条第４項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

なお、今回の選任は、七飯町議会広報広聴特別委員に２名の欠員が生じていることによるものであります。

お諮りいたします。

七飯町議会広報広聴特別委員に、タケ聡美議員、楢山明央議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、タケ聡美議員、楢山明央議員を七飯町議会広報広聴特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に委員会を開催し、欠員となっております副委員長の互選をお願いいたします。

午前１０時１７分　休憩

午前１０時２０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

ただいま、七飯町議会広報広聴特別委員会より、副委員長に江口勝幸議員を互選した旨の報告がありました。

この際、副委員長就任の挨拶を求めます。

○３番（江口勝幸）　このたび、七飯町議会広報広聴特別委員会の副委員長の任をお受けいたしました江口勝幸と申します。

七飯町議会の広報に関しての大事な機関ですので、しっかりとやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　就任の挨拶を終わります。

日程第８

議会運営委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第８　議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員については、委員会条例第６条第４項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

なお、今回の選任は、議員の構成及び会派の変更によるものであります。

お諮りいたします。

議会運営委員に、楢山明央議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、楢山明央議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第９

選挙第１号　函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙

○議長（木下　敏）　日程第９　選挙第１号函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙につきましては、七飯町の定数に１名の欠員が生じたため、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって、指名推選としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

函館湾流域下水道事務組合議会議員に、川上弘一議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名しました、川上弘一議員を函館湾流域下水道事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、川上弘一議員が函館湾流域下水道事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、函館湾流域下水道事務組合議会議員に当選しました、川上弘一議員が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により、当選を告知いたします。

以上で、函館湾流域下水道事務組合議会議員の選挙を終わります。

日程第１０

承認第２号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第１０　承認第２号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（池田　晃）　承認第２号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり、七飯町税条例の一部を改正す

る条例を専決処分させていただいたことについて、同条第３項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料にて説明させていただきますので、資料１ページの資料の１、七飯町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

１の概要についてですが、地方税法等の一部を改正する法律が第２２１回通常国会において、令和８年３月３１日に可決され、令和８年法律第２号として同日付で公布されており、原則、令和８年４月１日からの施行に伴い、関係する七飯町税条例の一部を改正するものでございます。

２の改正内容の主な内容は、記載のとおりでございますが、主な改正点として、アは給与所得控除最低保障額の拡充で、対象となる給与収入が１９０万円以下の給与所得者の控除の拡大がされるものです。

次に、イの同一生計配偶者及び扶養親族の扶養配偶者控除の対象となる所得要件が緩和されるものとなります。

次に、ウのひとり親控除額の拡充は、合計所得金額５００万円以下で生計を一にする子を持つ単親者の住民税控除額について、令和９年分より拡充されます。

住民税改定最後の、エのふるさと納税に関しましては、公平性等の観点より、令和１０年町民税分より特例控除額の上限額が、現行ふるさと納税では町民税所得割額の２０％の上限から、所得割額の２０％もしくは１９３万円のいずれか低い額が上限となります。

続きまして、（２）固定資産税関係についてですが、アは新築住宅の固定資産税を２分の１に軽減する特例を、令和８・９年度の２過年度延長とするほか、床面積要件の緩和等となります。

次に、イの免税点の見直しは、物価調整並びに納税簡素化の観点より、令和９年度の家屋評価額における課税標準額の合計額が、一定額未満には課税しないとする免税点を２０万円から３０万円に、償却資産評価額の免税点を１５０万円から１８０万円に引き上げるものとなります。

固定資産税関係最後の、ウの能登半島地震災害等による被災住宅用地等に係る課税標準の各特例措置等につきましては、適用対象の拡充と期限の延長を図るものとなってございます。

（３）軽自動車税関係としましては、令和８年３月３１日で廃止されました、軽自動車購入時に課されております自動車税の環境性能割がなくなり、その減収分の財源につきましては、国が恒久財源を検討等するまでの間、暫定措置として国が減収補填することとなってございます。

３の施行期日についてでございますが、この条例は原則、令和８年４月１日から施行されますが、一部の条例については法律に基づき、改正条例本則及び附則当該箇所につきまして、令和９年１月１日、令和９年４月１日、令和１０年１月１日等で施行されるものがそれぞれございます。

４の経過措置についてですが、改正される町民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置につきまして、改正条文の附則第２条から第４条にそれぞれ規定されているとおりでございます。

なお、議案関係資料の２ページから３７ページには、資料２として新旧対照表を、また改正に伴う影響等につきましては、本日配付されております追加資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、七飯町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第２号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

日程第１１

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第１１　承認第３号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也）　それでは、承認第３号専決処分の承認を求めることについての提案説明を申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり、七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正する内容については、お手元に配付されております、議案関係資料の３８ページ、資料３の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

１の改正理由といたしまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正及び令和８年３月３１日公布の地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和８年４月１日から施行されることになったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により、七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分とし、同条第３項の規定により、令和８年第２回臨時会にてこれを報告し、承認を求めるものでございます。

２の改正内容といたしまして、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険税として徴収するため、国民健康保険税の賦課項目について、従来の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加え、賦課基準に係る規定等を追加するとともに、従来の基礎課税額に係る課税限度額の引上げのほか、低所得者に対する軽減措置について、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引上げ、その他所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしまして、（１）賦課限度額の新設及び引上げとして、基礎課税額について６６万円を６７万円に引上げ、子ども・子育て支援納付金課税額として、３万円を追加するものです。

次に、（２）子ども・子育て支援納付金課税額に係る税率及び税額として、子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割０．２９％、均等割１，０００円、１８歳以上均等割１００円、平等割１，０００円を追加するものでございます。

次に、（３）減額措置に係る規定の追加及び見直しとして、従来の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額と同様、子ども・子育て支援納付金課税額に係る低所得者や未就学児及び出産前後の被保険者に対する、保険税の軽減措置を講じる規定を追加するとともに、子ども・子育て支援納付金課税額において、１８歳未満の被保険者に係る均等割の全額を軽減する措置を講じる規定を追加するほか、低所得者に対する軽減措置において、５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を引き上げる改正を行うものです。

３の施行期日といたしまして、この条例は、令和８年４月１日から施行するものでございます。

４の経過措置といたしまして、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定については、令和８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表につきましては、４０ページから資料４に添付してございますので、御参照をお願いいたします。

次に、議案関係追加資料の２ページ、資料３の追加資料の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、追加資料を御覧願います。

このたびの改正に伴う影響等について、令和７年度賦課状況を基に推定した表でございます。

表の左側、子ども・子育て支援納付金課税額としまして、大きく分けて算定額、軽減額、影響額

を求めたもので、算定額は表頭、所得割、均等割、平等割それぞれに用いられる全体の課税標準額総額、世帯数、被保険者数、それぞれの税率等から算出し、合計１，６７５万６，５７９円となります。

次に軽減額は、所得基準に応じて適用される低所得者軽減分と、限度額超過分の合計３９５万６，０７８円となります。

算定額及び軽減額から、影響額は１，２８０万５００円と推定します。

被保険者１人当たりでは、年額２，６４５円、月額２２０円が影響額となり、令和７年度の国民健康保険税課税額総額に対して、２．５７％の増加となるものであります。

提案説明は以上でございます。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第３号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

日程第１２

報告第２号　町議会の委任による専決処分の報告について

○議長（木下　敏）　日程第１２　報告第２号町議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　それでは、報告第２号町議会の委任による専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、町議会の委任による専決処分事項の指定、第３項に掲げる事項について、下記のとおり専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により、これを報告するものでございます。

記といたしまして、財産の取得（物品購入契約）の変更について。

令和７年第３回七飯町議会定例会において議決された財産の取得について、その議決の一部を変更する必要があることから、町議会の委任による専決処分事項の指定第３項の規定により、物品購入契約を変更する契約の締結について、次のとおり専決処分いたします。

１の議決を受けた取得する財産は、（１）財産の名称、児童・生徒送迎用スクールバス。（２）数量、１台。

２の変更の理由は、排出ガス性能及び燃費性能に応じてエコカー減税の対象となる自動車重量税１万７，５００円が免税となったことから、物品購入契約の契約金額を変更いたします。

３の契約金額は、（１）変更前、９０１万４，４２０円。（２）変更後、８９９万６，９２０円でございます。

以上で、報告説明とさせていただきます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

日程第１３

報告第３号　町議会の委任による専決処分の報告について

○議長（木下　敏）　日程第１３　報告第３号町議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄

久雄）　それでは、報告第３号町議会の委任による専決処分の報告について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり、令和７年度七飯町一般会計補正予算(第１１号)を専決処分しましたので、同条第２項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

このたび、専決処分により行った一般会計補正予算(第１１号)は、町議会の委任による専決処分事項の指定、第２項に定める会計年度末における地方交付税等一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減額に関し、歳入歳出予算の補正をすることの規定により、会計年度末の３月３１日までに交付額が確定した歳入、２款から１１款までの各種交付金について、これを原資として基金繰入金及び基金積立金を調整する補正予算となります。

専決処分を行った補正予算となりますが、第１条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１，１９８万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１３８億９，４３６万２，０００円とするものでございます。

それでは初めに、歳出から御説明申し上げます。

１１ページをお開き願います。

このたび専決処分により補正した基金については、今後、政策的な事業へ重点的に基金からの繰入れが予定される、子ども・子育て応援基金、一般会計財政調整基金をはじめ、４基金への積立を行うもので、２款総務費１項３目財政管理費の財政管理基金費は、財政調整基金に６，９３７万８，０００円、公共施設整備基金に２，６０４万３，０００円を、次の特定目的基金費は、活力のあるまちづくり推進基金に２６８万１，０００円、子ども・子育て応援基金に１，３８７万円８，０００円を積立て、総額で１億１，１９８万円を追加するものでございます。

次に、６款農林水産業費２項１目林業費は、歳入の２款地方譲与税のうち、森林環境譲与税が令和７年度当初予算に計上した額を下回って交付されたことから、歳入減額分に相当する財源に、森林環境譲与税基金から４７万９，０００円を特定財源として充てる財源構成を行うものでございます。

続きまして、７ページの歳入にお戻り願います。

初めに、２款地方譲与税から９ページの１１款交通安全対策特別交付金までの総額１億１，１５０万１，０００円が、会計年度末の３月３１日までに交付された歳入で、それぞれ補正予算額のとおり過不足額の補正をいたします。

最後に、１８款繰入金１項７目森林環境譲与税基金繰入金は、令和７年度当初予算に計上した２款森林環境譲与税が、決算により４７万９，０００円減の１，３２２万１，０００円に確定したことから、歳入減額分に相当する財源に森林環境譲与税基金から４７万９，０００円を繰り入れるものでございます。

以上で、令和８年３月３１日に専決処分をした令和７年度七飯町一般会計補正予算（第１１号）の提案説明となりますが、この結果、一般会計が管理する基金の総額は、令和７年度末の決算見込み額で２５億９，９００万円程度と見込まれ、前年度と比較して、約１億８，８００万円の増加となる見込みですので御報告いたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

閉　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本臨時会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和８年第２回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１０時４４分　閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員